学術コンサルティング契約書（案）

公立大学法人北九州市立大学（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次の各条のとおり学術コンサルティング契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条　本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「学術コンサルティング」とは、乙の委託を受けて、甲の職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づきコンサルティング、助言及び講習を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。

(2) 「学術コンサルタント」とは、甲の職員で、当該学術コンサルティングを行う者をいう。

（学術コンサルティングの内容等）

第２条　甲は、乙に対して次の内容について学術コンサルティング（以下「本学術コンサルティング」という。）を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導題目 |  | |
| 指導目的・内容 |  | |
| 指導担当者 | 氏名 | 部局・職名 |
|  |  |
| 指導期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日  年・月・週　　　回、1回あたり　　　時間 | |
| 学術コンサルティング料  （消費税及び地方消費税を含む） | 直接経費（指導料） | 円 |
| 直接経費  （旅費その他必要経費） | 円 |
| 間接経費 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 指導実施場所 |  | |

（学術コンサルティングの方法）

第３条　本学術コンサルティングは、原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することもできる。その場合の旅費交通費等（宿泊費を含む。）は、学術コンサルティング料に含めるものとする。

（学術コンサルティング料の納付等）

第４条 乙は、第２条に定める学術コンサルティング料を、甲の発する請求書により所定の納付期限までに納付しなければならない。この場合、甲の指定する口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

２　甲は、本学術コンサルティング料が納入されていないときは、原則として本学術コンサルティングを実施しない。

３ 甲は、乙から納付された学術コンサルティング料を原則として返還しない。

（秘密の保持）

第５条 甲及び乙は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものを秘密情報とし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

1. 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
2. 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
3. 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
5. 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
6. 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

（知的財産権・所有権等の取扱い）

第６条 本学術コンサルティングにより発明、考案、デザイン、著作物、ノウハウ等の知的財産関連法令により法律上保護される知的財産権（以下、「発明等」という。）が生じた場合は、その帰属、取扱い等について、甲乙別途協議して決定するものとする。なお、本学術コンサルティングにおいて新たな発明等の発生が予測される場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

２ 学術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は甲に帰属するものとする。

（学術指導の成果の公表）

第７条 甲及び乙は、本学術コンサルティングの成果について公表を希望するときは、事前に公表事項について相手方と合意し、第５条の秘密保持義務を遵守した上で、公表することができるものとする。

（免責）

第８条 甲は、本学術コンサルティングについて、乙の要求に合致すること、特定の目的に適合すること、技術の内容に市場性があり、実現可能であること等を含め明示又は黙示を問わず一切の保証をしない。

２ 本学術コンサルティングの内容を用いた乙又は乙の取引先、顧客その他乙の関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって乙又は第三者に損害が発生した場合でも、甲は乙及び第三者に対し、一切の責任を負わない。

（名称等の使用の禁止）

第９条 乙は、甲の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、商標、役員・教職員の氏名（以下「名称等」という。）を乙の製品の広告の目的その他いかなる目的にも使用することはできない。ただし、名称等の使用について、事前に甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

（解約）

第１０条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合において、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

1. 乙が第２条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき
2. 甲又は乙が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
3. 甲又は乙が本契約に違反したとき

２ 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解約することができるものとする。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

1. 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
2. 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（反社会的勢力の排除）

第１１条　甲及び乙（甲又は乙の代表者、役員及び実質的に経営を支配する者並びに研究担当者を含む。第３項第６号及び第７号を除き、以下同じ。）は、相手方に対し、本契約期間中及びその後において、自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、確約する。

２ 甲及び乙は、本契約期間中及びその後において、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損又は相手方の業務を妨害する行為若しくはそれらに準ずる行為のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

３ 甲又は乙は、相手方が第１項又は第２項に違反した場合若しくは次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要することなく相手方への書面による通知をもって、本契約の全部又は一部（本契約終了後の存続条項を含む。）を解除することができる。この場合において、甲又は乙は、解除により相手方に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

1. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
2. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
3. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
4. 暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5. 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
6. 甲又は乙が、本契約に付随して締結した契約の相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
7. 甲又は乙が、本契約に付随して締結した契約の相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当（第６号に該当する場合を除く。）した場合に、相手方に対して当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。

（有効期間）

第１２条 本契約の有効期間は、本契約締結日から指導期間完了日迄の期間とする。

２ 前項の規定にかかわらず、第５条の規定は本契約の有効期間満了後３年間有効とし、第６条から第９条まで規定は事案が存在する間は、有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

（協議）

第１３条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第１４条 本契約の準拠法は日本法とする。

２ 本契約に関する紛争については、甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管するものとする。

○○○○年○○月○○日

（甲）福岡県北九州市小倉南区北方四丁目２番１号

　　　　　　　公立大学法人　北九州市立大学

　　　　　　　理事長　　津　田　　純　嗣

（乙）